

第105議会に提出されたりビンスキー議員による決議案

日本によって第二次世界大戦中に行われた戦争犯罪に関して 合衆国下院の多数意見としての決議

日本国政府は、第二次世界大戦中に意図的にジュネーブ協定を無視、同協定にはなはだしく違反し、人道に対する残虐な罪を犯した。

第二次大戦の太平洋戦線において、日本軍は33,687人の米軍軍人および13,966人の民間人を捕虜とし、残忍な収容所に送り、食料・薬など基礎必需品の深刻な不足状態のもとに置いた。

これら米国人捕虜の多くは強制労働に従事させられ、飢えや拷問から死亡し、また斬首、銃殺などによってあるいは生贄として簡単な手続きで処刑された。

戦後日本から救出された米軍軍人・民間人のほとんどは、その後も当時の栄養失調などからくる病気に悩まされた。

戦争を生き残った捕虜の多くは、戦争中の体験が原因となって生涯続く疾病、精神的・感情的障害、あるいは経済的困難に苦しんでいる。

第二次世界大戦中にドイツの捕虜となった米国人のうち、拘留中に死亡したのは軍人の1.1パーセント、民間人の3.5パーセントである。しかるに、日本に捕えられた米国人のうち、軍人捕虜の37.3パーセント、民間捕虜の31パーセントが拘留中に死亡している。

1942年4月のフィリピンのバタンの陥落に続いたいわゆる「死の行進」では50人から1,000人の米軍捕虜が、銃殺、刺殺、斬首によって処刑されたものを含めて死亡している。

満州・奉天における石井四郎中将率いる日本軍の生物・化学戦部隊では生体実験が行われ、ペスト、炭疽菌、チフスおよびコレラなどの毒物に捕虜を感染させた。

奉天で拘留されていたと思われる1,500人の米国人捕虜のうち、少なくとも200人がひと冬のうちに死亡しており、生き残った300人の奉天の捕虜の多くは、化学・生物兵器の実験の後遺症のために今なお疾病に苦しんでいるという。

1996年現在、大戦中に日本に捕えられた捕虜のうち約6,400人のもと軍人、2,400人の民間人が生存している。彼等の多くは現在も当時の後遺症として身体的・精神的障害に苦しんでいる。

日本軍は1937年12月から1938年2月の間に中国の南京に侵攻した。このいわゆる「南京大虐殺」において、30万人以上の女性・子供を含む中国人が残虐にそして組織的に殺され、2万人以上の女性レイプの犠牲となった。

「南京大虐殺」の生存者のひとり、1997年1月に日本の法廷において証言し、日本軍によってレイプされ37回も刺されたのち、死んだものとして捨て置かれた、と述べた。

日本軍は、第二次世界大戦中に数百万人の朝鮮人を奴隷として、数万人の女性を性的奴隷として徴用した。

1995年に、ジュネーブの国際法律家委員会は第二次大戦中に日本軍の性的奴隷とされた女性たち、いわゆる「慰安婦」たちは、その苦しみに対して少なくとも4万ドルの賠償を受ける権利がある、と判断を下した。

ドイツ政府は戦後、ホロコーストの犠牲者たちに公式に謝罪し、彼等に金銭的補償と生活支援を行った。

1988年、合衆国政府は大戦中に日系アメリカ人を拘留したことの非を認めた。

しかるに、日本国政府は、自らが戦争中に犯した犯罪について完全に認めようとはせず、被害者に対する賠償も行っていない。

よって、合衆国下院はその多数の意見として決議を行い、日本国政府に以下のことを行うよう求める。

(1) 自らの第二次世界大戦中の残虐な戦争犯罪について明確な謝罪を公式に行い、

(2) 大戦中に日本の捕虜となった米軍軍人・民間人捕虜、またはその親族に対して、速やかに賠償を行うべきである。賠償の額は捕虜一人当たり最低22,000ドルとする。これは現在もと米国人捕虜が日本政府に対して裁判で要求している額である。

(3) 「南京大虐殺」の生存者またはその親族、性的奴隷とされた「慰安婦」、およびその他の日本による大戦中の犯罪の被害者たちに補償を行うための人道的基金を設立すること。